

令和3年1月13日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の発出に伴う 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について

日頃から、幼児教育関連事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年1月7日付で政府による「緊急事態宣言」（期間：令和3年1月8日から2月7日まで）が神奈川県に出されました。今回の緊急事態宣言は、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、学校については教育活動を継続することとされています。また、幼稚園・認定こども園については、国から「感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、必要な者に保育が提供されないということがないよう居場所の確保に向けた取組の検討」をお願いする旨が示されています。

このことを踏まえ、幼稚園・認定こども園における市型預かり保育等*は原則事業を実施し、引き続き利用していただけます。一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、可能な日には市型預かり保育等の利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。

なお、利用料等については、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしくをお願いします。

※市型預かり保育等： 私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 利用料について

本市から利用自粛要請は行わないことから、令和3年1月8日から2月7日までの期間中の利用料について、利用日数に応じた減額は行いません（※）。

なお、3歳児以上の無償化対象者についての取扱いに変更はございません。

※令和2年4月7日から5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際の対応とは異なりますので、ご注意ください。

2 市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しており、感染拡大防止の観点から、ご家庭等での保育ができる場合にはお休みいただくなど、可能な場合は利用をお控えいただくようご協力をお願いします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用を控える
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

3 その他

園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<担当連絡先>

子育て支援課 671-2085